

入 札 説 明 書

滋賀県工業技術総合センター
照明LED化業務その2

令和7年11月

滋賀県工業技術総合センター

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：滋賀県工業技術総合センター照明ＬＥＤ化業務その２
- (2) 業務の内容等：別添仕様書による。
- (3) 履行期間：契約締結日から令和８年３月19日（木）
- (4) 履行場所：滋賀県栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

参加希望職種名：電気設備工事 対応許可区分：電気工事

地域要件：滋賀県内に主たる営業所を有する者

3 入札参加者に要求される事項

この入札において基準品数量書に示す基準品以外の製品を使用する場合は、同等品審査が必要となるため、次の（１）から（４）に示すとおり、必要とする書類を入札前に提出すること。同等品申請書の提出が無い場合は、基準品によるものとみなす。

- (1) 必要とする書類：同等品申請書（別紙様式４）、同等品確認書（別紙様式５）および入札予定部品の規格等詳細を確認できる資料（カタログ等）
- (2) 提出期限：令和７年11月26日（水曜日）17時00分
- (3) 提出場所：滋賀県工業技術総合センター 〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232
- (4) 提出方法：持参、郵便、電子メールまたはＦＡＸ
- (5) 回答期日：令和７年11月27日（木曜日）13時を目途に回答する。
- (6) 回答方法：同等品申請書の提出のあった者へ電子メールまたはＦＡＸにより回答する。

4 入札執行の日時および場所

- (1) ①契約条項を示す場所および入札説明書等の交付場所
 - ア 滋賀県ホームページ
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)
 - イ 滋賀県工業技術総合センター（滋賀県栗東市上砥山232）
- ②入札書の提出場所および問合せ先

滋賀県工業技術総合センター（〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232）

T E L : 077-558-1500、F A X : 077-558-1373

電子メール：fd31@pref.shiga.lg.jp

- （2） 契約条項を示す期間：令和7年11月14日（金）から令和7年12月1日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時00分から17時00分（最終日は10時00分まで）とする。
契約条項（仕様書・契約書案等）については、入札公告の添付ファイルからダウンロードすることができる。なお、郵送による交付は行わない。
- （3） 入札説明会の日時および場所：行わない。
- （4） 入札書の受領期限：令和7年12月1日（月）10時00分
- （5） 開札の日時および場所：令和7年12月1日（月）13時00分 滋賀県栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター

5 入札方法等

- （1） 入札参加者またはその代理人は、別添仕様書および契約書（案）を熟覧の上入札しなければならない。この場合について、当該仕様書等において疑義がある場合は、滋賀県工業技術総合センターに説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- （2） 入札執行については地方自治法、同法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
- （3） 入札参加者またはその代理人は、別紙様式1による入札書を持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）により滋賀県工業技術総合センターに提出しなければならない。

直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「12月1日開札〔滋賀県工業技術総合センター照明LED化業務その2〕の入札書在中」と朱書すること。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「12月1日開札〔滋賀県工業技術総合センター照明LED化業務その2〕の入札書在中」と朱書すること。

- （4） 入札書の氏名欄には入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）の記入および押印（外国人の署名を含む。以下、同じ。）または代理人の住所、氏名の記入および押印が必要である。また、代理人が持参または郵送により入札書を提出する場合、代理人は、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- （5） 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く）は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。
- （6） 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回

をすることができない。

- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取り止めることがある。
- (8) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、本件業務のほか一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札参加者またはその代理人は、別添業務契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (10) 入札参加者またはその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (11) 各参加者の入札のうち予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

6 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票（別紙様式3）に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはFAXにより、滋賀県工業技術総合センターへ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和7年11月25日（火）17時00分

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

滋賀県 > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 工業

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/>

(4) 回答期日

令和7年11月26日（水）13時00分を目途に回答する。

8 入札保証金および契約保証金

免除

9 郵便等による入札の可否

可。郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

10 最低制限価格

本案件は最低制限価格を設定する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

12 落札者の決定方法

- (1) 本案件は最低制限価格を設定する。滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 失格となる入札
最低制限価格未満の価格で入札したとき。
- (3) くじによる落札者の決定
同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。入札参加者がくじを自ら引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

14 支払条件

前金払および部分払は、行わない。

15 契約書の作成

必要

16 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札説明会は行わない。

(3) 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、契約の締結は、電子契約または書面契約により行うこととし、電子契約による場合には、契約書案の文言に必要な修正を行う。

(4) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止

入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を再請負させ、または再委託することはできない。

(5) 入札に関する問い合わせ先

滋賀県工業技術総合センター 滋賀県栗東市上砥山232

電話：077-558-1500 FAX：077-558-1373

電子メール：fd31@pref.shiga.lg.jp